

入湯税の充当される経費について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等及び観光施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和5年度尾花沢市一般会計決算における入湯税の充当状況は、下記のとおりです。

【 歳 入 】	入湯税	24,525 千円
【 歳 出 】	観光振興等に要する費用	151,707 千円

単位：千円

事 業	事 業 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	68,581				16,466	52,115
鉱泉源の保護管理施設	8,195				1,968	6,227
消防施設等の整備	46				11	35
観光施設の整備	63,930	20,569	26,500		4,050	12,811
観光振興	10,955			2,500	2,030	6,425
合 計	151,707	20,569	26,500	2,500	24,525	77,613

※入湯税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。